

令和3年1月8日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課長 土屋修二

緊急事態宣言発出に伴う保育園の対応について

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

首都圏の感染拡大を防止するため、国から緊急事態宣言が発出されました。今回の緊急事態宣言では、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く、感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針が示されました。保育園については感染防止策を徹底しつつ、原則開所する方針が示されました。

保育園は、密閉・密集・密接の3密を完全に防ぐことは難しい施設ですが、より一層の感染予防に取り組み、通常どおり運営いたします。なお、ご家庭におかれましても感染予防に取り組み、保育園利用時間の短縮にご協力いただくなど、保育園の継続的な開園にご理解をお願いいたします。

今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 登園にあたってのお願い

- ① 送迎時、保護者の方はマスクの着用をお願いいたします。また、児童にマスクを着用させて登園した場合でも、お昼寝や外遊びの際など、窒息等のリスクが高まる場合には、マスクを外して保育します。
- ② 児童及び保護者の方は、必ず検温をしてください。発熱時（解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでを含む）の登園・送迎は自粛してください。
- ③ 保育園利用時間の短縮や混雑時間帯を避けた送迎に、可能な範囲でご協力ください。
- ④ 児童及びご家族が新型コロナウイルス感染症にり患・濃厚接触者と特定された場合及びPCR検査等を受診した場合は、保育園にご連絡ください。

2 保育園の運営に関するお願い

緊急事態宣言中の保育園の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防を徹底し、臨時休園を回避するため、保育園への立ち入り（送迎を除く）等の制限を行います。以下の事業につきましては、事業の見直し、延期、中止を行う場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・保護者会、保育参観、個人面談、保護者参加のイベント など

- 3 月に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて
月に1日も登園がなくても、当面の間は退園といたしません。

【お問合せ先】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	03-3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	03-3908-1333
入園や保育料に関すること	保育課入園相談係	03-3908-9129